

広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、一般社団法人大阪発明協会（以下、当協会）の広告事業の範囲等について定めるものとする。

(業種又は業者)

第2条 次の業種又は業者の広告は掲載しない。

広告掲載中であっても、次の業種又は業者に該当するに至った場合も同様とする。

- 1 暴力団又は暴力団の構成員、その他これに準ずるもの
- 2 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に該当するもの
- 3 インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に定めるインターネット異性紹介事業に該当するもの
- 4 消費者金融・高利貸しに係るもの
- 5 たばこに係るもの
- 6 ギャンブルに係るもの
- 7 法律の定めのない医療類似行為を行うもの
- 8 興信所・探偵事務所又はこれに類するもの
- 9 民事再生法又は会社更生法による再生又は更正手続中のもの
- 10 法令等に基づく必要な許可等を受けることなく業を行うもの
- 11 各種法令に違反しているもの
- 12 行政機関からの行政指導を受け、改善がなされていないもの
- 13 その他社会問題を起こしている業種や事業者

(掲載基準)

第3条 掲載する広告が、次の項目に該当すると当協会が判断する場合は、当該広告を掲載しない。

広告掲載中であっても、次の項目に該当すると当協会が判断するに至った場合も同様とする。

- 1 広告の目的が不明確または広告主が明らかでなく責任の所在が不明な広告
- 2 根拠のない表示、内容に虚偽または誤認のおそれがある広告
- 3 人権侵害、差別、プライバシーの侵害、名誉毀損、業務妨害となるおそれがある広告
- 4 政治的、宗教的または思想的意図のある広告
- 5 社会的に不適切、社会秩序を乱すおそれがある広告
- 6 選挙運動、選挙活動を目的とした広告
- 7 商標権、著作権、肖像権など、他者の権利を侵害しているおそれがある広告
- 8 非科学的または迷信に類するもので、人心を惑わせ不安を与えるおそれがある広告
- 9 投機、射幸心を著しくあおる表現の広告
- 10 青少年の健全な育成を妨げるおそれがある広告
- 11 法律で禁止されている商品、無認可商品及び粗悪品等の不適切な商品又はサービスなどの広告
- 12 国、地方公共団体、その他公共の機関が、広告主またはその商品やサービスなどを推奨、保証、指定をしているかのような表現の広告
- 13 その他、当協会が不適切と判断する広告

(広告内容に関する判断)

第4条 広告主は、掲載しようとする広告について、あらかじめ当協会と協議の上、決定するものとする。

(2) 掲載する広告は、広告ごとに、当協会が本基準にそってその具体的な内容を判断するものとする。その結果、修正・削除が必要な場合は、広告主に修正又は削除を依頼できるものとし、広告主は正当な理由がない場合は、修正・削除に応じなければならない。

(免責事項)

第5条 当協会は、広告の掲載可否について説明義務を負わない。

(2) 掲載された広告についての責任は、すべて広告主が負うものとする。

(3) 本広告掲載基準については予告なく見直しを行うことがある。